

<函館税務署でも確定申告を受け付けします>

函館税務署においても、次のとおり確定申告の受け付けを行います。申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

なお、会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

- ・受付期間 令和4年2月16日(水)から令和4年3月15日(火)まで ※土・日、祝日を除く
- ・受付時間 午前9時から午後4時まで
- ・場 所 函館税務署(函館市中島町37番1号 Tel:0138-31-3171)

※令和4年2月15日(火)以前は、確定申告会場を開設していません。確定申告のご相談は、申告会場を開設する令和4年2月16日(水)以降にお越しください。申告に関する質問や必要書類の確認などは、電話でも問い合わせすることができます。

<確定申告書にマイナンバーの記載が必要です>

確定申告書には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。(配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です)

本人確認書類は、次のものをご持参ください。

- マイナンバーカードをお持ちの方 :マイナンバーカードのみで本人確認が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方:次の①・②の2点が必要です。
 - ① マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書のうちいずれか1つ
 - ② 運転免許証、公的医療保険の被保険証、パスポートなどのうちいずれか1つ

～インターネットで確定申告書の作成ができます～

■申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用下さい

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送などにより提出することができます。

画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算される便利なシステムですので、ぜひご利用ください。

なお、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除、ふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方向けの、スマホ専用画面を用意しています。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

また、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

■お問い合わせは、お電話で

e-Taxソフトの操作や確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消など使い方に関するお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにご連絡ください。

《e-Tax・作成コーナーヘルプデスク》

- 電話番号 0570-01-5901(全国一律市内通話料金)
- 受付時間 月曜日から金曜日まで午前9時から午後5時まで(土日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダライタの設定、パソコン操作などについては、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

《マイナンバー総合フリーダイヤル》

- 電話番号 0120-95-0178(音声ガイダンスに従い1番を選択してください。)
- 受付時間 午前9時30分から午後8時まで(土日、祝日は午後5時30分まで)

※お問い合わせ先 役場税務課(Tel:7-5292)